

議案第 9 1 号

羽曳野市立人権文化センター条例の一部を改正する条例の制定
について

羽曳野市立人権文化センター条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 6 年 11 月 29 日 提出

羽曳野市長 山入端 創

提 案 理 由

羽曳野市立人権文化センターの位置を変更するとともに、使用料を設定するほか、所要の改正を行うため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市立人権文化センター条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市立人権文化センター条例(平成 14 年羽曳野市条例第 14 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「羽曳野市向野 2 丁目 9 番 7 号」を「羽曳野市向野 2 丁目 5 番 22 号」に改める。

第 3 条中「センター」の次に「のうち、別表に掲げる施設」を加える。

第 4 条中「センターの使用を許可しない」を「前条の許可をしない」に改め、同条第 1 号中「おそれが」の次に「明白に」を加え、同条第 4 号中「前 3 号」を「前各号」に改め、同号を同条第 5 号とし、同条第 3 号の次に次の 1 号を加える。

(4) 市長の承認を受けることなく、寄附金の募集、物品の販売、商品、行事等の宣伝その他これらに類する行為を目的とするとき又はこれらの行為が目的であると認められるとき。

第 9 条を第 11 条とし、第 8 条を第 10 条とし、第 7 条を削り、第 6 条を第 9 条とする。

第 5 条第 1 項中「センターの使用の」を「第 3 条の」に、「その使用を制限し、又は停止」を「又はセンターの使用を拒否」に改め、同項第 1 号中「又は」を「若しくは」に改め、「規則」の次に「又は第 3 条の許可に係る条件」を加え、同項第 3 号中「前条各号」を「第 4 条各号」に改め、同項第 5 号中「前 4 号」を「前各号」に改め、同条第 2 項中「前項の規定による」を削り、同条を第 8 条とし、同条の前に次の 3 条を加える。

(使用料の額)

第 5 条 第 3 条の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表に定める使用料(以下「使用料」という。)を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第 6 条 市長は、規則に定める基準に従い、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第 7 条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、規則に定める基準に従い、使用料を還付することができる。

附則の次に次の別表を加える。

別表(第 5 条関係)

区分	使用料(円)			
	会議室	多目的室 1	多目的室 2	調理室
午前 9 時から正午まで	900	900	900	1,500
午後 1 時から午後 5 時まで	1,200	1,200	1,200	2,000
午後 6 時から午後 9 時まで	900	900	900	1,500
午前 9 時から午後 5 時まで	2,100	2,100	2,100	3,500
午後 1 時から午後 9 時まで	2,100	2,100	2,100	3,500
午前 9 時から午後 9 時まで	3,000	3,000	3,000	5,000

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 7 年 6 月 1 日までの間において規則で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。

(センターの使用許可に関する経過措置)

2 この条例による改正後の羽曳野市立人権文化センター条例(以下「新条例」という。)第 3 条に規定する許可を受けようとする者は、施行日前においても、同条の規定の例により、その許可の申請をすることができる。

3 市長は、前項の規定により許可の申請があった場合は、施行日前においても、新条例第 3 条及び第 4 条の規定の例により、その許可をすることができる。この場合において、これらの規定の例により許可を受けたときは、施行日において新条例第 3 条の規定により許可を受けたものとみなす。

羽曳野市立人権文化センター条例 新旧対照表

新	旧
<p>(設置)</p> <p>第1条 基本的人権尊重の精神に基づき、人権啓発の推進及び地域福祉の向上を図るとともに、市民の交流を促進し、もって人権が尊重される社会の実現に資するため、<u>羽曳野市立人権文化センター(以下「センター」という。)を羽曳野市向野2丁目5番22号に設置する。</u></p> <p>第2条 省略 (使用の許可)</p> <p>第3条 センターのうち、<u>別表に掲げる施設を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。</u> (使用の許可の制限)</p> <p>第4条 次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、<u>前条の許可をしない。</u></p> <p>(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。</p> <p>(2)・(3) 省略</p> <p>(4) <u>市長の承認を受けることなく、寄附金の募集、物品の販売、商品、行事等の宣伝その他これらに類する行為を目的とするとき又はこれらの行為が目的であると認められるとき。</u></p> <p>(5) <u>前各号に掲げるもののほか、センターの管理上支障があると、市長が認めるとき。</u> (使用料の額)</p> <p>第5条 <u>第3条の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表に定める使用料(以下「使用料」という。)を納付しなければならない。</u> (使用料の減免)</p> <p>第6条 市長は、規則に定める基準に従い、使用料を減額し、又は免除することができる。 (使用料の還付)</p> <p>第7条 <u>既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、規則に定める基準に従い、使用料を還付することができる。</u></p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 基本的人権尊重の精神に基づき、人権啓発の推進及び地域福祉の向上を図るとともに、市民の交流を促進し、もって人権が尊重される社会の実現に資するため、<u>羽曳野市立人権文化センター(以下「センター」という。)を羽曳野市向野2丁目9番7号に設置する。</u></p> <p>第2条 省略 (使用の許可)</p> <p>第3条 センターを使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。 (使用の許可の制限)</p> <p>第4条 次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、<u>センターの使用を許可しない。</u></p> <p>(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。</p> <p>(2)・(3) 省略</p> <p>(4) <u>前3号に掲げるもののほか、センターの管理上支障があると、市長が認めるとき。</u></p>

(使用の許可の取消し等)

第8条 次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、第3条の許可を取り消し、又はセンターの使用を拒否することができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又は第3条の許可に係る条件に違反したとき。
- (2) 省略
- (3) 第4条各号に定める事由が生じたとき。
- (4) 省略
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が管理上やむを得ない事由があると認めるとき。

2 市長は、使用条件の変更又は許可の取消しによって、使用者に損害が生じてても、その責めを負わない。

第9条 省略

第10条 省略

第11条 省略

附 則 省略

別表(第5条関係)

区分	使用料(円)			
	会議室	多目的室1	多目的室2	調理室
午前9時から正午まで	900	900	900	1,500
午後1時から午後5時まで	1,200	1,200	1,200	2,000
午後6時から午後9時まで	900	900	900	1,500

(使用の許可の取消し等)

第5条 次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、センターの使用の許可を取り消し、その使用を制限し、又は停止することができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 省略
- (3) 前条各号に定める事由が生じたとき。
- (4) 省略
- (5) 前4号に掲げるもののほか、市長が管理上やむを得ない事由があると認めるとき。

2 市長は、前項の規定による使用条件の変更又は許可の取消しによって、使用者に損害が生じてても、その責めを負わない。

第6条 省略

(使用料)

第7条 センターの使用料は、無料とする。

第8条 省略

第9条 省略

附 則 省略

午前 9 時から午後 5 時まで	<u>2,100</u>	<u>2,100</u>	<u>2,100</u>	<u>3,500</u>	
午後 1 時から午後 9 時まで	<u>2,100</u>	<u>2,100</u>	<u>2,100</u>	<u>3,500</u>	
午前 9 時から午後 9 時まで	<u>3,000</u>	<u>3,000</u>	<u>3,000</u>	<u>5,000</u>	